

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成三十年十二月五日

## 目次

### 告示

家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定	(同)	一
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定	(同)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定	(同)	四

## 告示

岐阜県告示第六百二二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 家畜伝染病の種類  
豚コレラ
- 二 家畜の種類  
豚
- 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数  
患畜二頭
- 四 発生場所  
美濃加茂市
- 五 発生年月日  
平成三十年十二月五日

岐阜県告示第六百二二号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」といふ。）第一条及び第三条の規定により、家畜の種類並

びに指定家畜等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

美濃加茂市あじさいヶ丘二丁目、あじさいヶ丘三丁目、あじさいヶ丘三丁目、太田町、太田本町二丁目、太田本町三丁目、太田本町四丁目、太田本町五丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、加茂川町二丁目、加茂川町三丁目、加茂野町、加茂野町稲辺、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、加茂野町鷹之巣、草笛町一丁目、草笛町二丁目、草笛町三丁目、草笛町四丁目、古井町、古井町下古井、島町一丁目、島町二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新池町一丁目、新池町二丁目、新池町三丁目、田島町一丁目、田島町二丁目、田島町三丁目、田島町四丁目、中部台一丁目、中部台二丁目、中部台三丁目、中部台四丁目、中部台五丁目、中部台六丁目、中部台七丁目、中部台八丁目、中部台九丁目、中富町一丁目、中富町二丁目、中富町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西町六丁目、西町七丁目、西町八丁目、野笹町一丁目、蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町、蜂屋町伊瀬、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋（地番が四百番以降である土地の区域に限る。）、蜂屋町中蜂屋、蜂屋町矢田、深田町一丁目、深田町二丁目、深田町三丁目、本郷町二丁目、本郷町三丁目、本郷町四丁目、本郷町五丁目、前平町一丁目、前平町二丁目、前平町三丁目、御門町一丁目、御門町二丁目、山崎町、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目及び山之上町、可児市土田、加茂郡坂祝町大針、加茂山一丁目、加茂山二丁目、黒岩、酒倉、酒倉深田、酒倉深田一丁目、酒倉深田二丁目、酒倉深田三丁目及び取組並びに加茂郡富加町羽生

2 移出を禁止する区域

多治見市大藪町、姫町一丁目、姫町二丁目、姫町三丁目、姫町四丁目、姫町五丁目

目、姫町六丁目及び姫町七丁目、関市相生町、赤淵、上利町、安桜台、朝倉町、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、安桜山、吾妻町、居敷町、伊勢町、市平賀、一本木町、稲口、稲河町、鋳物師屋、鋳物師屋一丁目、鋳物師屋二丁目、鋳物師屋三丁目、鋳物師屋四丁目、鋳物師屋五丁目、鋳物師屋六丁目、鋳物師屋七丁目、いろは町、梅ヶ枝町、円保通一丁目、円保通二丁目、円保通三丁目、大杉、大坪、小野、尾太町、貸上町、鍛冶町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、片倉町、金屋町、兼永町、上大野、神野、河合町、川間町、観音前、観音山、北天神一丁目、北天神二丁目、北天神三丁目、北福野町一丁目、吉田町、貴船町、桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、桐ヶ丘三丁目、桐谷台一丁目、倉知、倉知南、黒屋向陽台、寿町一丁目、寿町二丁目、小迫間、小柳町、西仙房、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、坂下町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜木町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜本町一丁目、桜本町二丁目、四季ノ台、志津野、清水町、下有知、下之保、白川町、新迫間、新堀町、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、神明町四丁目、十軒町、寺内町、十六所、未広町、住吉町、清蔵寺、関口町一丁目、関口町二丁目、関口町四丁目、千年町一丁目、千年町二丁目、千年町三丁目、大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、宝山町、堅切北、堅切南、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、段下、力山、月見町、辻井戸町、寺田一丁目、天徳町一丁目、天徳町二丁目、出来町、桃紅大地、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、東新町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、塔ノ洞、常盤町、吐月町、富本町、豊岡町一丁目、豊岡町二丁目、豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、豊川町、中福野町、仲町、長住町、西旭ヶ丘、西居敷、西欠ノ下、西貸上、西神野、西木戸町、西境松町、西田原、西日吉町、西福野町一丁目、西本郷、西本郷通一丁目、西本郷通二丁目、西本郷通三丁目、西本郷通四丁目、西本郷通五丁目、西本郷通六丁目、西本郷通七丁目、西町、西門前町、のぞみヶ丘、迫間、迫間台一丁目、迫間台二丁目、長谷寺町、花園町、春里町一丁目、春里町二丁目、春里町三丁目、梅童寺山、馬場出、東貸上、東桜町、東仙房、東田原、東出町、東野町、東日吉町、東福野町、東本郷、東本郷通一丁目、東本郷通二丁目、東本郷通三丁目、東本郷通四丁目、東本郷通五丁目、東本郷通六丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東門前町、東山、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、肥田瀬、一ツ山町、日出町一丁目、日出町二丁目、平賀町一丁目、平賀町二

丁目、平賀町三丁目、平賀町四丁目、平賀町五丁目、平賀町六丁目、平賀町七丁目、平賀町八丁目、古屋敷町、平成通一丁目、平成通二丁目、平成通三丁目、平成通四丁目、平成通五丁目、平成通六丁目、平成通七丁目、平通八丁目、北仙房、本郷町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、前町、前山町、孫六町、水ノ輪町、美園町、緑ヶ丘二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、南賞上、南春日町、南仙房、南天神一丁目、南天神二丁目、南天神三丁目、南出、南町一丁目、宮河町一丁目、宮河町二丁目、宮地町、美和町、向西仙房、向山町一丁目、向山町二丁目、向山町三丁目、向山町四丁目、明生町一丁目、明生町二丁目、明生町三丁目、明生町四丁目、明生町五丁目、元重町、森西町、柳町、山ノ手一丁目、山ノ手二丁目、山ノ手三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、雄飛ヶ丘、吉野町、吉本町、若草通一丁目、若草通二丁目、若草通三丁目、若草通五丁目及び若宮町、美濃加茂市伊深町、加茂野町市橋、川合町一丁目、川合町二丁目、川合町三丁目、川合町四丁目、下米田町令、下米田町小山、下米田町為岡、下米田町西脇、下米田町信友、下米田町則光、下米田町東橋井、下米田町山本、野笹町一丁目、野笹町二丁目、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋（地番が四百番以降である土地の区域を除く）、本郷町一丁目、本郷町二丁目、本郷町五丁目、本郷町六丁目、本郷町七丁目、本郷町八丁目、本郷町九丁目、牧野、御門町一丁目、三和町川浦、三和町甘屋、森山町一丁目、森山町二丁目、森山町三丁目、森山町四丁目、森山町五丁目及び森山町六丁目、各務原市鷺沼各務原町五丁目、鷺沼各務原町六丁目、鷺沼小伊木町一丁目、鷺沼小伊木町二丁目、鷺沼小伊木町三丁目、鷺沼小伊木町四丁目、鷺沼大安寺町一丁目、鷺沼大安寺町二丁目、鷺沼台一丁目、鷺沼台二丁目、鷺沼台三丁目、鷺沼台四丁目、鷺沼台五丁目、鷺沼台六丁目、鷺沼台七丁目、鷺沼台八丁目、鷺沼西町一丁目、鷺沼西町二丁目、鷺沼西町三丁目、鷺沼西町四丁目、鷺沼羽場町一丁目、鷺沼羽場町二丁目、鷺沼羽場町五丁目、鷺沼羽場町六丁目、鷺沼羽場町八丁目（地番が二百番以降である土地の区域を除く）、鷺沼東町一丁目、鷺沼東町二丁目、鷺沼東町三丁目、鷺沼東町四丁目、鷺沼東町五丁目、鷺沼東町六丁目、鷺沼東町七丁目、鷺沼東町八丁目、鷺沼古市場町一丁目、鷺沼古市場町二丁目、鷺沼古市場町三丁目、鷺沼古市場町四丁目、鷺沼宝積寺町一丁目、鷺沼宝積寺町二丁目、鷺沼宝積寺町三丁目、鷺沼宝積寺町四丁目、鷺沼宝積寺町五丁目、鷺沼宝積寺町六丁目、鷺沼真名越町一丁目、鷺沼真名越町二丁目、鷺沼真名越町三丁目、鷺沼

南町一丁目、鷺沼南町二丁目、鷺沼南町三丁目、鷺沼南町四丁目、鷺沼南町五丁目、鷺沼南町六丁目、鷺沼南町七丁目、鷺沼山崎町一丁目、鷺沼山崎町二丁目、鷺沼山崎町三丁目、鷺沼山崎町四丁目、鷺沼山崎町五丁目、鷺沼山崎町六丁目、鷺沼山崎町七丁目、鷺沼山崎町八丁目、鷺沼山崎町九丁目、各務、各務おがせ町一丁目、各務おがせ町二丁目、各務おがせ町三丁目、各務おがせ町四丁目、各務おがせ町五丁目、各務おがせ町六丁目、各務おがせ町七丁目、各務おがせ町八丁目、各務おがせ町九丁目、各務東町二丁目、各務東町三丁目、各務東町四丁目、各務東町五丁目、各務東町六丁目、各務東町七丁目、各務東町八丁目、各務東町九丁目、各務東町一丁目、新鷺沼台一丁目、新鷺沼台二丁目、新鷺沼台三丁目、新鷺沼台四丁目、新鷺沼台五丁目、新鷺沼台六丁目、新鷺沼台七丁目、新鷺沼台八丁目、須衛、須衛町七丁目、須衛町八丁目、つじが丘一丁目、つじが丘二丁目、つじが丘三丁目、つじが丘四丁目、つじが丘五丁目、つじが丘六丁目、つじが丘七丁目、つじが丘八丁目、つじが丘九丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、八木山、緑苑北一丁目、緑苑北二丁目、緑苑北三丁目、緑苑中一丁目、緑苑中二丁目、緑苑中三丁目、緑苑西一丁目、緑苑西二丁目、緑苑西三丁目、緑苑西四丁目、緑苑東一丁目、緑苑東二丁目、緑苑東三丁目、緑苑東四丁目、緑苑南一丁目、緑苑南二丁目、緑苑南三丁目及び緑苑南四丁目、可見市愛岐ヶ丘一丁目、愛岐ヶ丘二丁目、愛岐ヶ丘三丁目、愛岐ヶ丘四丁目、愛岐ヶ丘五丁目、石井石森、今渡、大森、大森台一丁目、大森台二丁目、柿下、柿田、帷子新町一丁目、帷子新町二丁目、帷子新町三丁目、兼山、川合、川合北一丁目、川合北二丁目、川合北三丁目、久々利、光陽台一丁目、光陽台二丁目、光陽台三丁目、光陽台四丁目、光陽台五丁目、光陽台六丁目、光陽台七丁目、坂戸、塩、清水ヶ丘一丁目、清水ヶ丘二丁目、清水ヶ丘三丁目、清水ヶ丘四丁目、清水ヶ丘五丁目、清水ヶ丘六丁目、下恵土、下切、下切谷迫間入会、塩河、菅刈、瀬田、禅台寺一丁目、禅台寺二丁目、禅台寺三丁目、禅台寺四丁目、禅台寺五丁目、禅台寺六丁目、徳野南一丁目、徳野南二丁目、中恵土、長坂一丁目、長坂二丁目、長坂三丁目、長坂四丁目、長坂五丁目、長坂六丁目、長坂七丁目、長坂八丁目、長洞、西帷子、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、二野羽崎、鳩吹台一丁目、鳩吹台二丁目、鳩吹台三丁目、鳩吹台四丁目、鳩吹台五丁目、鳩吹台六丁目、鳩吹台七丁目、鳩吹台八丁目、羽生ヶ丘一丁目、羽生ヶ丘二丁目、羽生ヶ丘三丁目、羽生ヶ丘四丁目、羽生ヶ丘五丁目、東帷子、姫ヶ丘一丁目、姫ヶ

丘二丁目、姫ヶ丘三丁目、姫ヶ丘四丁目、広眺ヶ丘二丁目、広眺ヶ丘三丁目、広眺ヶ丘四丁目、広眺ヶ丘五丁目、広眺ヶ丘六丁目、広眺ヶ丘七丁目、広眺ヶ丘八丁目、広眺ヶ丘九丁目、広眺ヶ丘十丁目、広見二丁目、広見三丁目、広見四丁目、広見五丁目、広見六丁目、広見七丁目、渚之上、松伏一丁目、松伏二丁目、松伏三丁目、松伏四丁目、松伏五丁目、美里ヶ丘二丁目、美里ヶ丘三丁目、みずきヶ丘二丁目、みずきヶ丘三丁目、みずきヶ丘四丁目、みずきヶ丘五丁目、みずきヶ丘六丁目、みずきヶ丘七丁目、みずきヶ丘八丁目、みずきヶ丘九丁目、みずきヶ丘十丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、緑ヶ丘七丁目、緑ヶ丘八丁目、緑ヶ丘九丁目、緑ヶ丘十丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、若葉台八丁目及び若葉台九丁目、加茂郡坂祝町勝山、黒岩、酒倉、酒倉深田、酒倉深田二丁目、酒倉深田三丁目及び深萱、加茂郡富加町大平賀、大山、加治田、高畑、滝田及び夕田、加茂郡川辺町石神、鹿塩、上川辺、下飯田、下川辺、下吉田、中川辺、中野、西栃井、比久見及び福島、加茂郡八百津町伊岐津志、上飯田、上牧野及び野上並びに可児郡御嵩町上恵土、顔戸、中、比衣、伏見及び古屋敷

岐阜県告示第六百四号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第二条及び第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜の種類  
豚

二 指定区域

移出を禁止する区域

瑞浪市大湫町及び加茂郡七宗町神湊

平成三十年十二月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社